

宮崎市上下水道局広告事業審査会の設置に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、宮崎市上下水道局広告事業実施要綱（令和5年3月14日施行）の規定に基づく広告（以下「掲載広告」という。）についての審査を行い、公正で信頼される市政の推進に資することを目的とする。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するため、宮崎市上下水道局広告事業審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 審査会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項をつかさどる。

- (1) 広告主の選定に関すること。
- (2) 掲載広告の内容及びデザインの審査に関すること。
- (3) その他事業の実施に関し宮崎市上下水道事業管理者が必要と定める事項。

(組織)

第4条 審査会は、会長、副会長及び委員2名で組織する。

- 2 会長は、管理部長をもって充て、会務を総理する。
- 3 副会長は、総務課長をもって充て、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 4 委員は、財務課長及び料金課長をもって充てる。
- 5 委員は、審査会の議決をもって増やすことができる。

(会議)

第5条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の開催が困難な場合は、書面をもって開催に代えることができる。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、総務課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年3月14日に施行する。
- 2 宮崎市上下水道局広報広告審査会の設置に関する要綱（平成18年6月6日施行）は廃止する。